

○ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文
 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行			
<p>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p>		<p>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p>			
<p>(略) 第一 階数 第二 材料</p>		<p>(略) 第一 階数 第二 材料</p>			
<p>一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。</p>		<p>一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。</p>			
<p>(一)</p>	<p>構造部材の種類 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき</p>	<p>規 格 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。()に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材規格第六条に規定するMSR製材の規格、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用</p>	<p>(一)</p>	<p>構造部材の種類 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき</p>	<p>規 格 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。()に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材規格第六条に規定するMSR製材の規格、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、</p>

第三 ～ 第十二 (略)	二	(略)	
	三	(略)	
	四 (略)	(略)	たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
第三 ～ 第十二 (略)	二	(略)	
	三	(略)	
	四 (略)	(略)	枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格